

## 一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

大津市長 佐藤 健司

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 支援車Ⅲ型
- (2) 納入場所 大津市消防局警防課
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
支援車Ⅲ型	1台

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和6年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の關係に

ある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
      - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
      - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
      - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
      - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
    - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
    - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
    - d 組合の理事
    - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
  - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

### 3 入札参加資格の審査の申請の方法、提出先及び受付期限

(1) 申請方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 申請の提出先

ア 持参による申請の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 申請の受付期限

ア 持参による申請の場合 令和6年5月13日（月）午後5時

イ 郵送による申請の場合 令和6年5月13日（月）

### 4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）  
（電話077-528-2953）

### 5 競争入札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先

ア 持参による提出の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限

ア 持参による提出の場合 令和6年5月17日（金）午後5時

イ 郵送による提出の場合 令和6年5月17日（金）

(4) 入札（開札）日時 令和6年5月20日（月）午後1時30分

(5) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階 入札室

### 6 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

### 7 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

- (3) 持参により入札書を提出する場合にあつては、第5項第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- (4) 郵便により入札書を提出する場合にあつては、次のアからウまでのいずれかに該当する入札
  - ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
  - イ 第5項第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
  - ウ 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- (5) 入札書が同封されていない入札
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (7) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (8) 入札書に件名のない又は間違いのある入札
- (9) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (10) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

## 8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

# 入札説明書

本市が発注する「支援車Ⅲ型」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 支援車Ⅲ型
- (2) 納入場所 大津市消防局警防課
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
支援車Ⅲ型	1台

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和6年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
  - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

### 3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式1）
  - イ 資本関係報告書（様式2）
  - ウ 業務実績報告書（様式3）
- (2) 前号に掲げる書類の様式は天津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和6年度天津市物品供給等入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、様式1及び様式2の申請者は受任者でもって記

名すること。

- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の提出先及び受付期限は、次のとおりとする。
  - ア 申請方法 持参又は郵送により申請すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。
  - イ 申請の提出先 (ア) 持参による申請の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課(市役所本館5階) (電話077-528-2953)  
(イ) 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て
  - ウ 申請の受付期限 (ア) 持参による申請の場合 令和6年5月13日(月)午後5時  
(イ) 郵送による申請の場合 令和6年5月13日(月)
- (5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

#### 4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和6年5月14日(火)以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

#### 5 契約条項を示す場所及び期間

契約条項を示す書類については大津市総務部契約検査課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和6年4月19日(金)から同年5月13日(月)まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### 6 入札条件

- (1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。
- (2) 入札書の提出先
  - ア 持参による提出の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課(市役所本館5階) (電話077-528-2953)
  - イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て
- (3) 入札書の到達期限
  - ア 持参による提出の場合 令和6年5月17日(金)午後5時
  - イ 郵送による提出の場合 令和6年5月17日(金)
- (4) 入札(開札)日時 令和6年5月20日(月)午後1時30分
- (5) 入札(開札)場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階入札室
- (6) 入札保証金 大津市契約規則(昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。)第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

- (7) 予定価格 公表しない
- (8) 最低制限価格 設定しない
- (9) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。
- (11) 支払条件 一括払とし、全ての納入物品検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。
- (12) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。  
開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。  
なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(13) 入札に関する注意事項

ア 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明会

実施しない。

ウ 質問について

疑義等がある場合には令和6年5月13日（月）までに質問書（様式4）を、大津市総務部契約検査課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、契約検査課へ電話連絡すること。

質疑項目がない場合は提出不要。

**送信先アドレス** [otsu1219@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1219@city.otsu.lg.jp)

**電話番号** 077-528-2953

質問回答日時 令和6年5月14日（火）午後2時 本市ホームページに掲載

※回答は当該入札参加審査の結果「参加資格有り」の業者からの質問のみに限る。

エ 入札の無効

次の（ア）から（サ）までのいずれかに該当する場合は、無効とする。

（ア） 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札

（イ） 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

（ウ） 持参により入札書を提出する場合にあっては、第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札

（エ） 郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のaからcまでのいずれかに該当する入札

a 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

b 第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札



c 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札

(オ) 入札書が同封されていない入札

(カ) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札

(キ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札

(ク) 入札書に件名のない又は間違いのある入札

(ケ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(コ) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

オ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

カ その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

## 7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部契約検査課調達係 電話 077-528-2953

支 援 車 Ⅲ 型  
仕 様 書

令和6年度  
大津市消防局

## 第1章 総則

### 1 適用

この仕様書は、大津市消防局（以下「当局」という。）が、令和6年度に整備する支援車Ⅲ型（以下「支援車」という。）について必要な事項を定めるものとし、制作、納入に関する一切に適用する。

### 2 概要

- (1) 支援車は、本仕様書、承認図（契約後受注者にて作成のこと。）の他、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱、道路交通法、道路運送車両法の保安基準その他の関係法令等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (2) 当該仕様書の内容を了承し、不明な点は当局に問い合わせ十分熟知の上、契約すること。
- (3) 受注者は、入札後、直ちに当局と打ち合わせ日程の調整を行うこと。
- (4) 製造にあたっては、使用目的を十分に達成するため誠意を持って行い、仕様内容に変更または疑義が生じた場合は、その都度、速やかに大津市消防局と協議すること。  
なお、契約後の本仕様書記載事項の解釈は、すべて当局の解釈とする。
- (5) 製作に伴い諸般の理由で仕様に微細な変更を必要とするときは、事前に当局と協議し、承認または指示を受けるとともに、附属品、取付品および取付装置は本仕様書記載のものまたはそれ以上の性能、機能を有する最新式のものに変更すること。
- (6) 納入後、当局の運用開始までに、受注者が車両、装備および資機材の取扱講習を実施すること。取扱講習で使用した消耗品等については、受注者で負担すること。
- (7) 納入後、設計不良および材質不良に起因する不備箇所が発生した場合は、無償にて修理・交換を行うこと。なお、保証期間は納入後最低2年またはメーカー等で定める期間とすること。ボデー外板の塗装は、保証期間3年とすること。
- (8) 登録に関する経費は、すべて受注者が負担すること。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料および車両リサイクル料は立替払いとし、納車後に領収書を添付した請求書を提出すること。

### 3 提出書類

- (1) 契約後、直ちに契約価格内訳明細書を提出すること。
- (2) 契約後、早期に製作に関する協議を行い、その結果および仕様書に基づき次の図書（承認図）を2部提出し、当局の承認を受けるものとする。
  - ① 車両艤装5面図
  - ② 車内配置図
  - ③ 電気系統図および配線図
  - ④ その他当局が指示するもの。
- (3) 受注者は完成車の納入時に次の書類をまとめた完成図書を2部提出すること。
  - ① 車両取扱い説明書
  - ② 資機材取扱い説明書
  - ③ 各保証書
  - ④ 自動車改造計算書（荷重分布計算、最大安定傾斜角度計算等）
  - ⑤ その他当局が指示するもの。

### 4 検査

- (1) 艤装中間検査

艀装工事の進捗状況について、受注者が適当であると判断した時期（指摘、修正箇所があった場合に改修できる時期であること。）に当局の検査を受けること。

なお、検査内容、検査日については事前に協議すること。

(2) 完成検査

納車検収時に完成検査を実施する。なお、検査による不備事項については補修、調整の後再検査を受けること。

(3) その他

上記検査の他、必要に応じて検査を実施することがある。

5 納期

(1) 納期 令和7年3月31日

(2) 納入場所 大津市御陵町3番1号 大津市消防局警防課

第2章 規格及び仕様

支援車は、乗車定員を20名以上とし、座席の一部を着脱または跳ね上げができるものとする。また、車両後部に緊急消防援助隊用の資器材を安全かつ確実に積載できる構造とし、車両後部から資器材を容易に積み降ろしできる扉を有すること。

1 シャシ

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 乗車定員    | 20名以上   |
| (2) エンジン    | ディーゼル・150PS以上   |
| (3) 駆動方式    | 2WD・AT  |
| (4) 車両寸法    | 全長：7,200mm以下<br>全幅：2,100mm以下<br>全高：3,000mm以下（アンテナを除く）<br>ホイールベース：3,900mm以上4,000mm以下       |
| (5) 最大積載量   | 500kg程度   |
| (6) 安全装置    | エアバッグ（運転席・助手席）、衝突被害軽減ブレーキ、<br>オートヘッドランプ、坂道発進補助装置、バックアイカメラ、<br>後退警報器（夜間減音機能付）、リヤホイール灯（路肩灯） |
| (7) タイヤ     | スタッドレスタイヤ（スペアタイヤ含む）   |
| (8) ヘッドライト  | LED   |
| (9) ドアミラー   | 助手席電動格納式  |
| (10) エアコン   | オートエアコン（リヤヒーター付）  |
| (11) サンバイザー | 運転席・助手席   |
| (12) フロアマット | 運転席・助手席（ゴム製）  |
| (13) 装備品    | カーナビ（バックアイカメラ連動）、ETC車載器、<br>ドライブレコーダー（前後方向）、泥除け   |

2 車体の外観および室内

- (1) 車体は朱色（赤色）塗装とし、屋根上には赤色散光式警光灯を取り付けること。
- (2) 車両前面、車体側面の適所に赤色点滅灯を左右対称に取り付け、赤色散光式警光灯と連動するよう配線すること。
- (3) ダッシュボードもしくはセンターコンソール付近に、サイレンアンプを取り付けること。

- (4) 車体側面、車体後部にLED作業灯、左右の後輪付近にリヤホイール灯（路肩灯）を取り付け、適所にスイッチを取り付けること。
- (5) 各装置の電装品スイッチは、前席から容易に操作できるように取り付けること。さらに名板等で表示し、夜間でも確認できるよう必要に応じて照明を付けること。
- (6) 座席については、リクライニング機能を有することとし、補助席は跳ね上げ式とすること。また、運転席、助手席を除く座席の背面には、カップホルダーと収納用ネットを取り付けること。
- (7) 運転席の後部には、後部席から使用できる机を取り付けること。
- (8) 室内の側面には、トレー式荷物棚を取り付けること。
- (9) 室内の天井部には、換気扇を取り付けること。
- (10) 車両前面、運転席、助手席を除く窓ガラスは、濃色グレーもしくはプライバシーガラスとし、カーテンを取り付けること。
- (11) 車両側面のドアは、運転席から操作可能なグライドドア・オート（自動スイング扉）とすること。また後部のドアは観音開き扉とし、格納式の乗降用ステップを設けること。

### 3 荷室

- (1) 車体の後部は、室内最後部から2座席分の資器材積載スペース（以下「荷室」という。）を設けること。
- (2) 荷室の床面はアルミ縞板張りとし、十分な防水処理を施すこと。
- (3) 前部の座席と荷室の間は、左右ともパンチングメタルで仕切り板を設けて、通路部分はカーテン等で仕切ること。
- (4) 荷室の左右側面には、仕切り板から後部にかけて、それぞれ3段程度の荷物棚と、2名程度の跳ね上げ式座席を設けること。詳細は当局と調整すること。
- (5) 荷室の床面と側面、荷物棚には荷崩れ防止用にフックを適所に設けて、ベルト等で固定できるよう工夫すること。
- (6) 荷室の窓ガラスには、保護用の棒を適所に設けること。

### 4 消防専用電話装置および電装

- (1) デジタル消防専用電話装置（以下「デジタル無線機」という。）2基を、当局が指定する車両より載せ換え、電源、アンテナおよびアンテナ配線は新設とし、電源については適正なヒューズを介して、直接バッテリーより取り出すこと。なお、デジタル無線機本体およびアンテナ等の取り付け箇所については、当局と協議すること。
- (2) 移設に係る詳細については、取り外し、取り付けを含め、当局、受注者及び保守会社で協議の上、決定すること。また移設後は、適切に使用できる様に設定を行うこと。
- (3) デジタル無線機以外の機装用電源は一括管理するため、ヒューズボックスを設置し、使用用途を明示すること。
- (4) 前照灯、警光灯、エアコンおよびその他の同時使用の可能性のある電装品の電力供給に支障が無いよう、オルタネーター容量、バッテリー容量に留意すること。
- (5) インバーターを取り付け、室内および荷室の適所に100Vコンセントを設置すること。

### 5 塗装および記入文字

- (1) 塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛等）を一切含んでいない等の環境に配慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

- (2) 車体は十分、錆落としの上飛膜形成をし、塗装を3回以上塗り、十分乾燥させること。
- (3) 車体下回りは、防錆剤を十分吹き付けること。
- (4) 車体の前部、側面、後部、天井面に道路運送車両法の保安基準、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の基準に適合するように、再帰性に富んだ反射材で、指定する文字を貼り付けること。

6 取付品および付属品

(1) 取付品および付属品

品名	数量	規格等
赤色散光式警光灯	1	NP-L-VK2-C3
標識灯	1	赤色散光式警光内蔵 「大津市」文字入れ
赤色点滅灯	8	前部 WIONSMBR24 2個 (ウィレン製) 側面 M6V2CR24 4個 (ウィレン製) 後部 M6V2CR24 2個 (ウィレン製)
電子サイレンアンプ	1	TSK-D252 (専用マイク付)
右折・後退警報器	1	ON/OFF スイッチ付
自動車用消火器	1	ABC 粉末型 6kg 型
車輪止	1	一対 硬質ゴム製
照明灯	4	車両側面の赤色点滅灯に内蔵

(2) 軽微な変更として備えることができる取付品および付属品

品名	数量	規格等
タイヤチェーン	1	スタッドレスタイヤ用 合金製 シングル
カーナビゲーション	1	インダッシュ型
バックアイカメラ	1	カーナビ連動
署マーク	1	車両前部
フロアマット	1	運転席・助手席 (ゴム製)
路肩灯	1	左右後輪
発動発電機	1	定格出力 1.6~1.8kVA
コードリール	1	防雨型 20m
充電式スタンドライト	1	マキタ ML814 (バッテリー-BL1860B・充電器 DC18RF) 同等品可
荷物棚	1	室内左右トレイ式
換気扇	1	室内天井
資器材積載スペース	1	アルミ縞板張り、荷物棚、折畳み座席一式
文字入れ	1	前面「支援2」、側面・後面「大津市消防局」 天井:「滋賀県」「支援」
ドライブレコーダー	1	前後方向 (日本製、200万画素、HDR、GPS、SD32GB 搭載)
デジタル無線機移設	1	本体2基移設 アンテナ及び配線は新設
インバーター	1	室内・荷室 100V コンセント
バッテリー充電管理器	1	電源コード 10m
車両用工具	1	一式